

第6 放射性物質対策について

1 環境創造センターについて

(1) 環境創造センター概要

原子力災害からの環境回復を進め、県民が将来にわたり安心して暮らせる環境を創造するための拠点として、三春町に環境創造センター、南相馬市に環境放射線センターを整備し、平成28年7月に全面開所した。

環境創造センターの機能は「モニタリング」、「調査研究」、「情報収集・発信」及び「教育・研修・交流」の4つである。

また、これまで環境創造センターに招致した日本原子力研究開発機構（以下「JAEA」）及び国立環境研究所（以下「NIES」）と連携協力に関する協定を締結し、調査研究等を効果的に推進してきたが、新たに福島国際研究教育機構（F-REI）を加え、さらなる連携・協力を図り、事業を推進していく。

なお、環境創造センターの機能を補完するため、大玉村及び猪苗代町にそれぞれ附属施設を整備するとともに、旧原子力センター福島支所を環境創造センター福島支所として活用している。



(2) 環境創造センター各施設の概要

ア 環境創造センター（三春町）

- 本館、研究棟及び交流棟「コミュタン福島」で構成されている。
- 交流棟「コミュタン福島」は、放射線や原子力災害を経験した福島の状況についての学習を目的とした展示室やドームシアター、体験研修スペース、各種会議やイベント等を開催するホール・会議室等を備えている。



環境創造センターの全景

(7) 本館

- 放射性物質・有害物質等の調査分析、モニタリングデータ等の収集・発信、管理、解析・評価等を実施。
- 連携機関（JAEA、NIES）と連携し、調査研究等の取組を効率的に推進。

【施設概要】

放射性物質・有害物質等に係る試料前処理室、機器分析室等を備えた施設

(イ) 研究棟

- 被ばく線量等の評価手法・モデル開発、放射性物質の環境動態の調査研究、廃棄物等の適正処理・再生利用技術の開発等を連携機関（JAEA、NIES）が実施。

【施設概要】

放射性物質の環境動態解明、除染技術開発等を行う研究室、情報解析室、実証試験室等を備えた施設

(ウ) 交流棟「コミュタン福島」

- 展示室等を活用した放射線等に関する学習活動の支援を実施。
- 環境回復・創造に向けた活動を行うNPO、地域住民等が広く交流を行う場。

【施設概要】

各種会議やイベント等を開催するホール・会議室、展示室、ドームシアター、体験研修スペース等を備えた施設

イ 環境放射線センター（南相馬市）

- 環境創造センターの機能のうち、原子力発電所周辺における環境放射能のモニタリング等を行う。
- 原子力発電所周辺のモニタリングにあたり連携機関（JAEA）と連携・協力。



【施設概要】

環境試料に係る前処理室、実験室、測定室、校正施設等を備えた施設

ウ 野生生物共生センター（大玉村）

- 野生生物における放射性物質の影響に関する調査研究、生物多様性の保全に向けた環境学習、野生鳥獣の救護や保護管理、人と動物の共通感染症に関する調査研究などを行う。



【施設概要】

モニタリングに係る検体の前処理室、研究室、野生動物の飼育スペース、パネル等の展示コーナー、会議室等を備えた施設

エ 猪苗代水環境センター（猪苗代町）

- 猪苗代湖・裏磐梯湖沼群の調査研究、環境学習を行うほか、環境保全活動の場を担う。



【施設概要】

研究室兼小会議室、研修室、図書コーナー、ボランティア活動機材保管庫、パネル等の展示コーナー等を備えた施設

オ 福島支所（福島市）

- 環境創造センターのモニタリング機能のうち、プルトニウム等の分析等を行う。



【施設概要】

実験室、灰化炉室、計測室等を備えた施設

(3) 4つの機能の主な取組

ア モニタリング

身近な生活環境や原子力発電所周辺のきめ細かで継続的なモニタリングを実施するとともに、その結果を一元管理し、情報発信する。

また、緊急時には、原子力災害対策指針に基づき、モニタリングを統括する国との連携の下、より広範囲な事態の変化に対応するため、緊急時のモニタリング体制を整え、緊急時の対応に当たる。

イ 調査研究

放射性物質に汚染された地域の環境回復・創造のためには、汚染状況や放射性物質の動態の把握、汚染地域や施設に応じた除染等の処置、その結果の評価、除去土壌及び汚染廃棄物の減容化・保管・処理・処分・再利用といった一連の措置を的確に実施するとともに、変化した生物相・生態系の回復などを進めていく必要がある。

さらに、県民が将来にわたり安心して暮らせる美しく豊かな環境を創造するため、循環型社会の構築や、東日本大震災の教訓を生かした災害に強い社会の構築、環境保全対策等を進め、美しいふくしまの創造を進めていく必要がある。

このため、関連する調査研究を優先度に応じて計画的、体系的に進め、適時・的確にその成果を県や国等が実施する施策等に活用していく。

ウ 情報収集・発信

各種の調査研究成果やモニタリング結果を収集整理し、県民等が分かりやすい形で利用できるような情報発信体制の整備を進める必要がある。

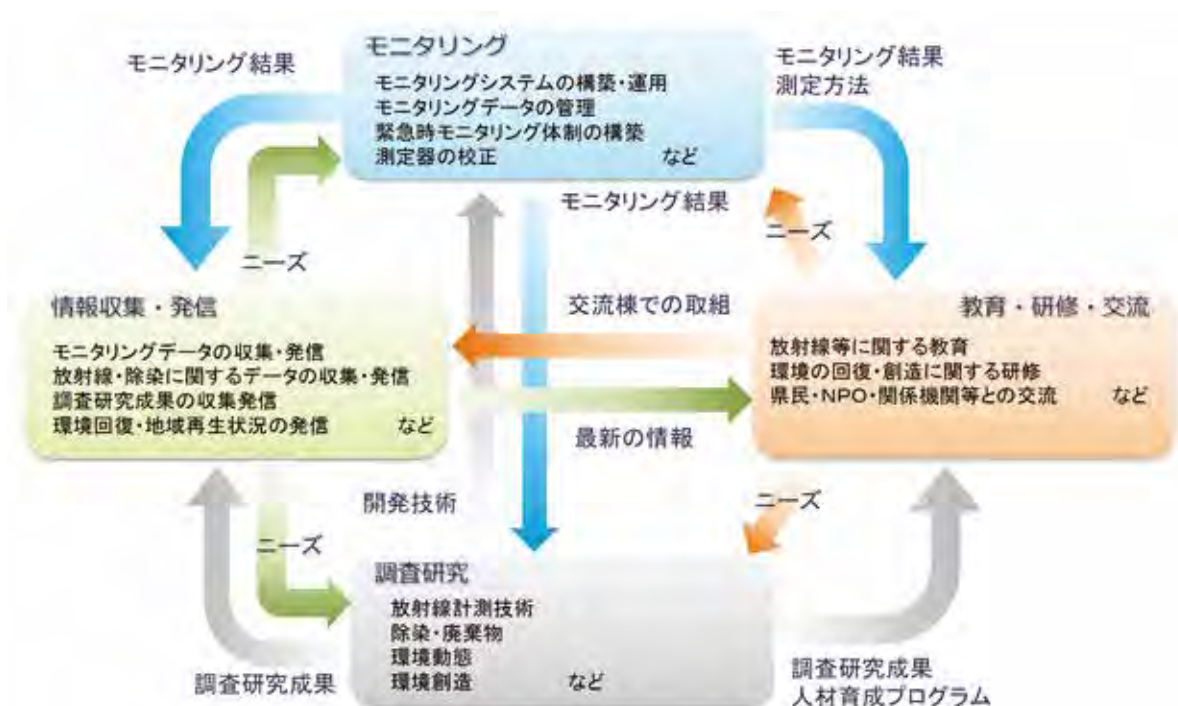
このため、調査研究成果やモニタリング結果について一元的に収集し、交流棟「コミュニティ福島」の展示やイベント、関係団体と連携した活動により、積極的に情報発信を行う。

エ 教育・研修・交流

福島県の実環境の現状や放射線に関する情報を伝え、ふくしまの未来を創造する力を育むための教育・研修・交流に取り組む必要がある。このため、県教育委員会が行う児童生徒や教員を対象とした放射線教育及び環境教育の充実に向け、必要な支援を行うとともに、各種年齢層に応じた人材育成講座の開設や交流棟を活用した体験研修等を実施し、福島の実環境回復・創造に資する人材育成に貢献する。

また、研究機関や地域住民等を広く対象とした交流ネットワークの構築、放射線や福島の実環境に関する理解促進の取組を進めるとともに、環境回復・環境創造に関する研修等を実施する。

なお、「モニタリング」、「調査研究」、「情報収集・発信」及び「教育・研修・交流」の4つの機能の関連は図のとおりである。



環境創造センターの4つの機能の関わり

2 除染対策について

(1) 概 要

福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質で汚染された廃棄物や土壌等の処理を進めるための法律として「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(以下「特措法」という。)が制定された。

この特措法に基づき、市町村が自ら除染実施計画を策定して除染を行う汚染状況重点調査地域(41市町村)と、国が市町村ごとに除染実施計画を策定して除染を行う除染特別地域(11市町村)が指定され、これらの除染実施計画に基づく面的除染は、帰還困難区域を除き、平成30年3月末までに全て終了した。

帰還困難区域内の6町村(双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村及び葛尾村)に設定された特定復興再生拠点区域については、除染が概ね終了し、令和5年11月までにすべての避難指示が解除された。

また、令和6年度末時点で、4町(双葉町、大熊町、浪江町及び富岡町)の特定帰還居住区域で除染が進められている。

【汚染状況重点調査地域指定状況】 計10市町村(令和7年3月末時点)

県 北：川俣町(一部指定)

(指定解除済：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、大玉村)

県 中：石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町

(指定解除済：郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、三春町、小野町)

県 南：棚倉町

(指定解除済：白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、矢祭町、埴町、鮫川村)

会 津：なし

(指定解除済：会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、昭和村、会津美里町)

相 双：南相馬市(一部指定)、広野町、川内村(一部指定)

(指定解除済：相馬市、新地町)

いわき：なし

(指定解除済：いわき市)

【除染特別地域指定状況】 計10市町村(令和7年3月末時点)

南相馬市(一部指定)、川俣町(一部指定)、楡葉町、富岡町、川内村(一部指定)、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

(指定解除済：田村市)

(2) 除染実施状況

ア 汚染状況重点調査地域

(平成30年3月31日時点)

	宅 地	公共施設	農 地	森林(生活圏)	道 路
実 施 数	418,897戸	12,376施設	31,061ha	4,513ha	20,476km
終了時期	H30. 1 .31	H30. 1 .31	H30. 3 .19	H30. 3 .19	H30. 3 .19

イ 除染特別地域

(平成29年3月31日時点)

市町村名	宅 地	農 地	森林(生活圏)	道 路	終了時期
田 村 市	約 150件	約 140ha	約 280ha	約 29ha	H25. 6 .30
南 相 馬 市	約 4,700件	約 1,600ha	約 1,600ha	約 280ha	H29. 3 .31
川 俣 町	約 450件	約 610ha	約 730ha	約 71ha	H27.12.31
檜 葉 町	約 2,800件	約 830ha	約 740ha	約 170ha	H26. 3 .31
富 岡 町	約 6,200件	約 750ha	約 790ha	約 170ha	H29. 1 .31
川 内 村	約 170件	約 130ha	約 210ha	約 38ha	H26. 3 .31
大 熊 町	約 220件	約 170ha	約 200ha	約 31ha	H26. 3 .31
双 葉 町	97件	約 100ha	約 25ha	約 8.4ha	H28. 3 .31
浪 江 町	約 5,900件	約 1,400ha	約 510ha	約 230ha	H29. 3 .31
葛 尾 村	約 480件	約 570ha	約 690ha	約 95ha	H27.12.31
飯 館 村	約 2,100件	約 2,400ha	約 2,100ha	約 330ha	H28.12.31
合 計	約 23,000件	約 8,700ha	約 7,800ha	約 1,500ha	

(3) 主な取組

ア 財政的支援

仮置場の原状回復等に要する費用について、市町村等に交付している。

イ 技術的支援

仮置場原状回復等業務の設計・積算の確認、積算基準や単価等の整備により、市町村への支援を行っている。

ウ 住民理解の促進

県ホームページや広報イベント等において、除染等の取組による環境回復の現状等を県内外に情報発信するとともに、環境再生プラザ（環境省と福島県の共同設置）において、専門家派遣などによる理解促進活動を行っている。

(4) 今後の取組

ア 特定帰還居住区域において住民の方々が安心して生活できるよう、面的に十分な除染を行うとともに、特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域の両区域外の残された土地や家屋等の扱いについても、市町村等の意向を十分に汲み取り速やかに方針を示すこと、また、避難指示が解除された区域において、きめ細かい空間線量のモニタリングを行い、空間線量が局所的に高い箇所についてはフォローアップ除染を実施するなど、国に対し責任を持って取り組むよう求めている。

イ 仮置場原状回復等について、引き続き、市町村を支援していく。

3 中間貯蔵施設について

(1) 概 要

福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質を取り除くために福島県内で行われた除染に伴って発生した除去土壌や廃棄物（以下「除去土壌等」という。）を県外で最終処分するまでの間、安全かつ集中的に貯蔵するために、国は大熊町・双葉町に中間貯蔵施設を整備し、管理・運営を行っている。

県内に仮置きされている除去土壌等の搬入は平成 27 年 3 月に開始され、令和 3 年度末までにおおむね完了した（帰還困難区域を除く）。令和 4 年度以降は、特定復興再生拠点区域や特定帰還居住区域等において発生した除去土壌等の搬入が進められており、令和 7 年 3 月末までに累計で約 1,409 万 m³が搬入されている。

県では、国、県、大熊町及び双葉町と締結した安全協定に基づき、中間貯蔵施設が安全に管理・運営されるよう、施設や除去土壌等の輸送における状況確認や環境モニタリングを実施している。

中間貯蔵施設で保管されている除去土壌等は、中間貯蔵施設への搬入開始後 30 年以内（2045 年 3 月まで）に福島県外で最終処分を行うことが国の責務として法律（中間貯蔵・環境安全事業株式会社法）で定められている。

中間貯蔵施設の配置図



出典：環境省（中間貯蔵施設情報サイト）

(2) 中間貯蔵施設に係る経緯

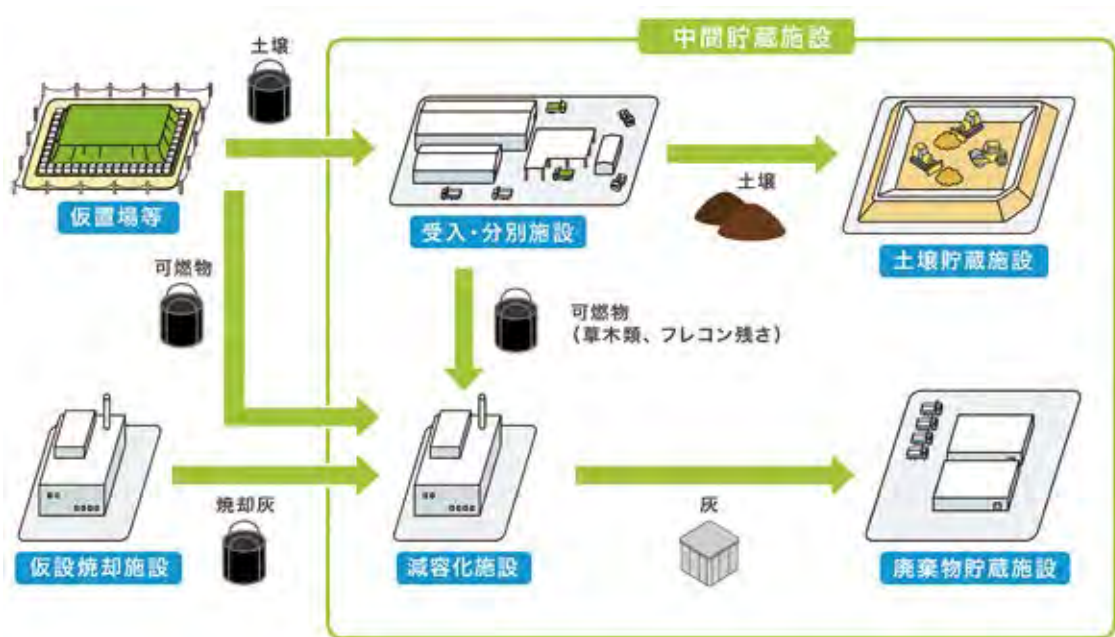
平成23年 8月27日	国が福島県に対し、中間貯蔵施設の県内への設置について協力を要請
平成23年 10月29日	国が中間貯蔵施設等の基本的考え方を公表 ＜主な内容＞ ・ 中間貯蔵施設の確保及び維持管理は国が行う ・ 仮置場の本格搬入から3年程度を目途として施設の供用を開始するよう最大限努力する ・ 福島県内の土壌・廃棄物のみを貯蔵対象とする ・ 中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了する

平成23年 12月28日	国が福島県及び地元町村に対し、中間貯蔵施設の設置について検討を要請
平成24年 11月28日	福島県知事が、地元への丁寧な説明等を条件として調査を受入れ
平成25年 1月～	国が調査のための住民説明会を開催
平成25年 4月～	国が地元の理解を得て、現地調査（ボーリング調査等）を実施
平成25年 12月14日	調査結果等を踏まえ、国が福島県及び双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町に対し、中間貯蔵施設の受入れを要請
平成26年 2月12日	福島県知事から国に対し、施設の配置計画案の見直し（中間貯蔵施設の大熊町及び双葉町への集約）等を申入れ
平成26年 3月27日	福島県知事の申入れに対し、国が当該2町に集約すること等を回答
平成26年 4月25日	国が福島県、大熊・双葉両町に対し、生活再建・地域振興策等について追加回答を行うとともに、速やかな住民説明会の開催を改めて要請
平成26年 5月～6月	国が中間貯蔵施設について住民説明会を開催（全16回（福島県内10回、県外6回））
平成26年 8月25日	福島県知事、大熊・双葉両町長との会談 両町に県独自の中間貯蔵等に関する財政措置（交付金）の考え方を提示
平成26年 9月1日	福島県知事、大熊・双葉両町長と環境大臣、復興大臣との会談 福島県知事より中間貯蔵施設の建設受入れの容認、大熊町及び双葉町の両町長より知事の考えを重く受け止め、地権者への説明を了承する旨を国に対し伝達
平成26年 9月～10月	国が地権者説明会を開催（全12回（福島県内9回、県外3回））
平成26年 11月19日	県外最終処分の法制化に対応する改正 JESCO 法「中間貯蔵・環境安全事業株式会社法」が成立（平成26年12月24日施行）
平成27年 2月8日	国から福島県知事へ県の確認項目（法制化等5項目）等に対する回答
平成27年 2月25日	福島県知事・大熊、双葉両町長と環境大臣、復興大臣との会談 福島県より国に対し、中間貯蔵施設への搬入受入れの容認を表明 大熊、双葉両町長より国に対し、3月12日以降の搬入開始等を申入れ 国、県、大熊・双葉両町による中間貯蔵施設の周辺地域の安全確保等に関する協定を締結
平成27年 3月13日	中間貯蔵施設への除去土壌等の搬入開始
平成28年 3月27日	環境大臣が中間貯蔵施設に係る「当面5年間の見通し」を公表

平成28年 4月8日	国が県外最終処分に向けた減容・再生利用に関する技術開発等を始めとする取組の中長期的な方針「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」を公表
平成28年 12月9日	国が平成29年度の輸送量を50万m ³ 程度とし、平成30年度の輸送量に対応できる施設整備に着工することなどを明記した「平成29年度の中間貯蔵施設事業の方針」を公表
平成29年 10月28日	土壌貯蔵施設への貯蔵を開始
平成29年 11月21日	国が平成30年度の輸送量を180万m ³ 程度とし、平成31年度は400万m ³ を目指すとする「平成30年度の中間貯蔵施設事業の方針」を公表
平成30年 12月6日	国が帰還困難区域を除き、2021年度末までに除去土壌等の概ね搬入完了を目指すこと、2019年度の輸送量を400万m ³ 程度とする「2019年度の中間貯蔵施設事業の方針」を公表
平成31年 1月31日	国が大熊町に「中間貯蔵工事情報センター」を開所
平成31年 3月29日	国が中間年度（2018年度）における戦略目標の達成に向けた見直しを行い、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略 戦略目標の達成に向けた見直し」を公表
令和2年 1月16日	国が帰還困難区域を除き、令和3年度末までに除去土壌等の概ね搬入完了を目指すこと、令和2年度の輸送量を前年度と同程度とする「令和2年度の中間貯蔵施設事業の方針」を公表
令和2年 3月30日	中間貯蔵施設における除去土壌と廃棄物の処理・貯蔵の全工程で運転を開始
令和2年 12月11日	国が帰還困難区域を除き、令和3年度末までに除去土壌等の概ね搬入完了を目指すとともに、特定復興再生拠点区域において発生した除去土壌等の搬入を進めるとする「令和3年度の中間貯蔵施設事業の方針」を公表
令和3年 5月23日	国が除去土壌等の県外最終処分にかかる理解醸成活動の一環として、「福島、その先の環境へ。」対話フォーラムを初開催（令和3～5年度に合計9回開催）
令和4年 1月18日	国が特定復興再生拠点区域等で発生した除去土壌等の搬入を進め、県外最終処分に係る経費や必要性及び減容再生利用の必要性、安全性等に関する理解醸成活動を全国に向けて推進するとする「令和4年度の中間貯蔵施設事業の方針」を公表
令和4年 3月	県内に仮置きされていた除去土壌等（帰還困難区域を除く）の搬入がおおむね完了
令和5年 3月1日	国が除去土壌等の減容・再生利用に向け、技術開発や県内外での実証事業を実施するとともに、再生利用先の具体化を推進し、減容処理や安定化技術の更なる開発・検証や最終処分場の必要面積・構造に係る実現可能ないくつかの選択肢の検討など、県外最終処分に向けた検討を加速するとする「令和5年度の中間貯蔵施設事業の方針」を公表
令和6年 3月22日	国が、除去土壌等の再生利用基準・最終処分基準を策定し、県外最終処分に向けた令和7年度以降の取組の進め方を提示できるよう検討を行うとする「令和6年度の中間貯蔵施設事業の方針」を公表

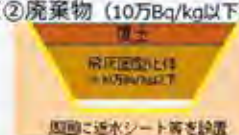
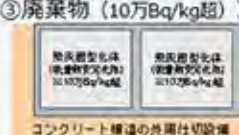
令和7年 3月15日	国が大熊町に「中間貯蔵事業情報センター」を開所 （「中間貯蔵工事情報センター」閉所）
令和7年 3月18日	国が実用途における復興再生利用の案件創出を進め、県外最終処分に係る複数選択肢を踏まえて減容技術等の効率化・低コスト化や最終処分場の立地等についての技術的検討を行うとする「令和7年度の中間貯蔵施設事業の方針」を公表
令和7年 3月28日	放射性物質汚染対処特措法施行規則の改正による復興再生利用基準・埋立処分基準の策定（R7.4.1施行） 国が「復興再生利用の推進」「最終処分の方向性の検討」「全国的な理解の醸成等」を3本柱として「県外最終処分に向けたこれまでの取組の成果と2025年度以降の進め方」を公表

(3) 中間貯蔵施設事業の流れ



出典：環境省（中間貯蔵施設情報サイト）

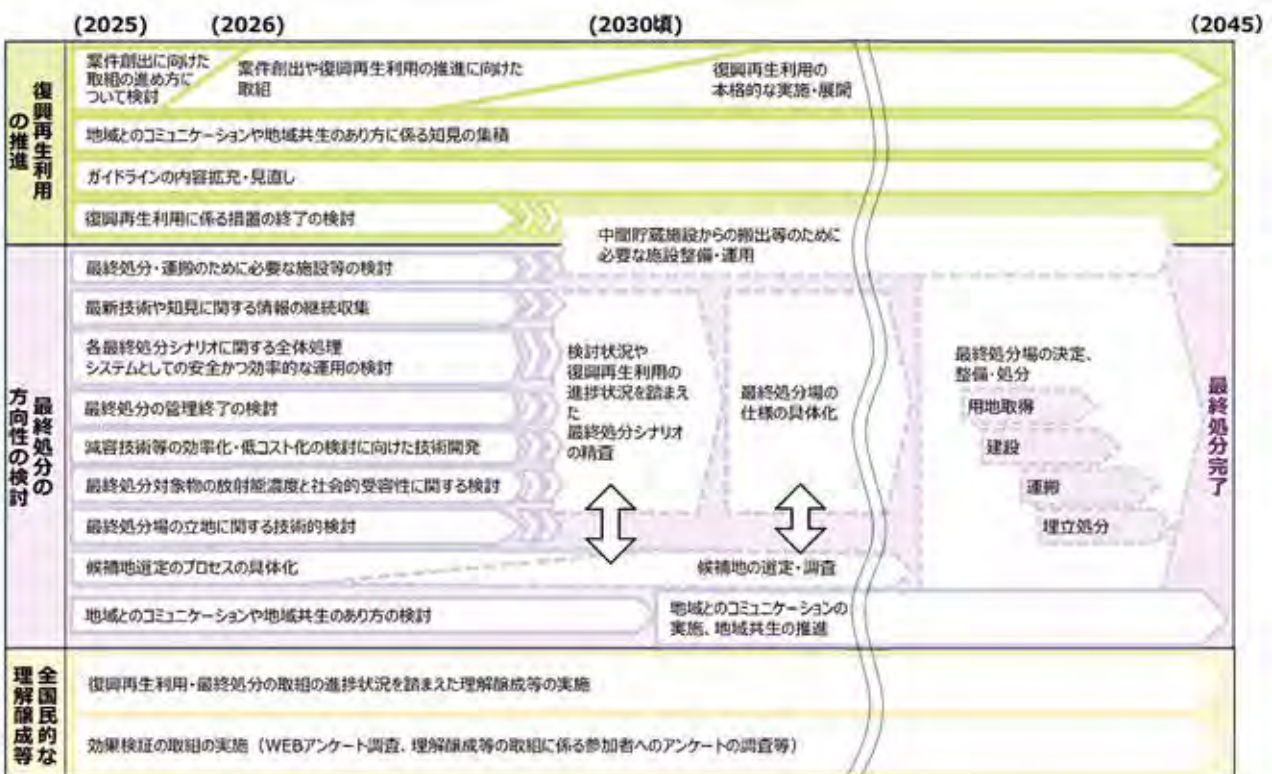
(4) 県外最終処分に係る複数選択肢

	シナリオ(1)	シナリオ(2)	シナリオ(3)	シナリオ(4)
減容技術の 組合せ	減容しない	分級処理	分級＋ 熱処理	分級＋ 熱処理＋ 飛灰洗浄
最 終 処分量※1	約210万～310万㎡ 【内訳】 除去土壌：200～300万㎡ 廃棄物：約10万㎡	約150万～220万㎡ 【内訳】 除去土壌：140～210万㎡ 廃棄物：約10万㎡	約30万～50万㎡ 【内訳】 全て廃棄物	約5万～10万㎡ 【内訳】 全て廃棄物
放射能濃度 (土壌由来)	数万Bq/kg程度	数万Bq/kg程度	十万Bq/kg～	～数千万Bq/kg
構 造 (処分場の タイプ)	＜①除去土壌＞ 	＜②廃棄物（10万Bq/kg以下）＞ 	＜③廃棄物（10万Bq/kg超）＞ 	
必要面積※2	約30～50ha	約30～40ha	約20～30ha	約2～3ha
減容処理 コスト※3				

※1 これまでに実施した技術実証事業の成果を踏まえ、減容率を設定して試算し、締固め時のかさ密度で換算。
シナリオ間の比較のしやすさの観点から、数量は概数にて記載。
※2 ①、②のタイプの処分場は厚さ10a、③は厚さ5aとして計算。埋立地必要面積のみの評価で、離隔距離の確保や附帯施設等は考慮していない。
※3 シナリオ(1)は減容技術を適用しないため、減容処理コストは0となるが、減容技術の適用が増えるほど減容処理コストは大きく変わる。

出典：環境省（中間貯蔵施設情報サイト）

(5) 県内除去土壌等の県外最終処分に向けた2025年度以降の進め方



※点線は最終処分のシナリオにより工程や期間が変わるものを示す。
※飯沼村長沢地区での事業等については継続してモニタリング等を行うとともに、御地元の協力をいただきつつ、理解醸成の場として活用。
※理解醸成のための事業の実施も検討。
※中間貯蔵施設の跡地利用等についても検討。
※上記の取組の進捗状況については、IAEAによるフォローアップを受けるとともに、国際的な情報発信も行う。

出典：環境省（中間貯蔵施設情報サイト）

4 特定廃棄物埋立処分事業について

(1) 事業の概要

福島第一原子力発電所の事故により生じた特定廃棄物⁴⁰（放射能濃度が10万Bq/kgを超えるものを除く。）は、特定廃棄物埋立処分施設（富岡町）及びクリーンセンターふたば（大熊町）で埋立処分される。

(2) 各施設の概要

ア 特定廃棄物埋立処分施設（旧フクシマエコテッククリーンセンター）

- 福島県内（帰還困難区域を除く）で発生した特定廃棄物については、平成29年11月から特定廃棄物埋立処分施設に搬入・埋立処分が開始され、令和5年10月末までに、約29万6千袋（双葉郡内の生活ごみを含む）が埋立処分されて終了した。今後は、引き続き双葉郡内の生活ごみを令和9年11月頃まで埋立処分する予定である。
- 県では、国、県、富岡町及び檜葉町と締結した安全協定に基づき、特定廃棄物埋立処分施設が安全に管理・運営されるよう、処分場等の状況確認、環境モニタリングを実施している。

施設の全体像



出典：環境省（特定廃棄物埋立処分事業情報サイト）

⁴⁰ 特定廃棄物：対策地域内廃棄物又は指定廃棄物

・対策地域内廃棄物：汚染廃棄物対策地域（旧警戒区域・旧計画的避難区域等）において生じた廃棄物（発生時期等の限定あり）

・指定廃棄物：放射能濃度8,000Bq/kgを超える廃棄物のうち、「放射性物質汚染対処特措法」に基づき環境大臣が指定したもの

(ア) 特定廃棄物埋立処分施設に係る経緯

平成25年 12月14日	国が特定廃棄物等の処理にあたって、福島県及び大熊町、双葉町、富岡町、楡葉町に対し、富岡町の既存の民間管理型処分場（フクシマエコテッククリーンセンター）の活用を要請
平成26年 2月12日	福島県知事から国に対し、施設の配置計画案の見直し（固型化施設等関連施設を楡葉町に設置）等を申入れ
平成26年 3月27日	福島県知事の申入れに対し、国が固型化施設等関連施設を楡葉町に設置すること等を回答
平成26年 4月19日	国が既存管理型処分場の活用に関する楡葉町住民説明会を開催（4月20日まで延べ2日間）
平成26年 6月8日	国が既存管理型処分場の活用に関する富岡町住民説明会を開催（6月14日、15日の延べ3日間）
平成27年 6月5日	環境大臣が福島県知事及び富岡・楡葉両町長に対して、施設の更なる安全対策や国有化の考え方を提示
平成27年 6月27日	国が既存管理型処分場の活用に関する富岡町住民説明会を開催（6月28日まで延べ2日間）
平成27年 7月19日	国が既存管理型処分場の活用に関する楡葉町住民説明会を開催（7月20日まで延べ2日間）
平成27年 8月25日	福島県知事、富岡・楡葉両町長から国へ安全対策等に関して申入れ
平成27年 11月16日	8月25日の申入れを踏まえ、再度、国が考え方を提示
平成27年 11月24日	福島県から富岡・楡葉両町へ、極めて自由度の高い交付金として100億円を措置することを表明
平成27年 12月4日	福島県知事、富岡・楡葉両町長から環境大臣、復興副大臣に対して、国の埋立処分事業を容認する旨を回答するとともに、国が以下の4項目に責任を持って対応するよう申入れ ＜4項目の申入れ内容＞ ・ 地元への丁寧な対応 ・ 処分場の国有化と安全協定の締結 ・ 県・両町との協議の上での輸送計画策定 ・ 両町の地域振興策の具体化
平成28年 4月18日	国が処分場を国有化
平成28年 6月27日	国、県、富岡・楡葉両町による管理型処分場の周辺地域の安全確保に関する協定を締結
平成29年 10月23日	国が各保管場所からの搬出に係る保管管理者・市町村説明会を開催
平成29年 11月17日	特定廃棄物埋立処分施設への搬入・埋立処分を開始
平成30年 8月24日	国が富岡町に特定廃棄物埋立情報館「リプルンふくしま」を開館
平成31年 3月20日	セメント固型化処理施設の運転を開始
令和5年 10月31日	セメント固型化処理施設の運転を終了 特定廃棄物埋立処分施設での特定廃棄物の埋立処分が終了 令和9年11月頃まで双葉郡内の生活ごみを埋立継続する予定

(イ) 処理の流れ



出典：環境省（特定廃棄物埋立処分事業情報サイト）（一部加工）

イ クリーンセンターふたば

- ・ 特定復興再生拠点区域から生じた特定廃棄物の埋立が令和5年6月から開始され、令和7年3月末までに約2万2千袋が埋立されている。
- ・ 県では、国、県、大熊町と締結した安全協定に基づき、クリーンセンターふたばが安全に管理・運営されるよう、施設や廃棄物の輸送における状況確認や環境モニタリングを実施している。

施設概要



出典：環境省（特定廃棄物埋立処分事業情報サイト）

<概要>

敷地面積：約15ha
 埋立地面積：約4.5ha
 埋立容量：約50万m³（土堰堤を含む）
 残余容量：1期埋立地 約3万m³
 2期埋立地 約25万m³

(ア) クリーンセンターふたばに係る経緯

令和元年 8月5日	国、双葉地方広域市町村圏組合、県によるクリーンセンターふたばの活用に係る基本協定を締結。
令和3年 2月18日	国、県、大熊町、双葉地方広域市町村圏組合によるクリーンセンターふたばの周辺地域の安全確保に関する協定を締結。
令和5年 6月1日	クリーンセンターふたばへの搬入・埋立処分を開始

(イ) 処理の流れ



出典：環境省（特定廃棄物埋立処分事業情報サイト）（一部加工）